

[概要] 半島振興対策実施地域における租税特別措置について

本市では平成 25 年 9 月 1 日に「半島振興を促進するための平戸市における産業の振興に関する計画」を策定し、国から指定を受けています。このことにより設備投資などを行った場合の特別償却、不均一課税の税制適用等を受けることができることとしています。

この度、半島振興法の改正と平成 27 年度税制改正により半島地域における国税に係る租税特別措置（工業用機械等の特別償却）が平成 29 年 3 月 31 日までに延長されるとともに、地方税の不均一課税に伴う減収補填措置が拡充されました。

引き続き半島振興法の税制適用等を受けるため平成 27 年 6 月 1 日に「平戸市産業振興促進計画」を策定し、関係大臣の認定を受けました。

なお、これまで通り制度適用を希望される場合は、申告前に平戸市企画財政課にて手続きを行うこととなります。また、過疎地域（平戸市全域）に係る租税特別措置（特別償却）を併用して活用することはできません。

【対象地域】 旧平戸市（度島、高島除く）・旧生月町・旧田平町

▲ 割増償却の適用について

【対象業種、取得価額の要件等】

対象業種	資本金の規模	取得価額の要件	償却率
製造業 旅館業	1,000 万円以下	500 万円以上の取得等	機械・装置 普通償却限度額の 32%
	1,000 万円超 5,000 万円以下	1,000 万円以上の取得等	
	5,000 万円超	2,000 万円以上の新增設による取得等	
農林水産物等販売業 情報サービス業	5,000 万円以下	500 万円以上の取得等	建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%
	5,000 万円超	500 万円以上の新增設による取得等	

【償却期間】 5 年

【提出書類】 産業振興機械等の取得等にかかる確認申請書
設備投資した場所の地図
資本金等確認できる書類のコピー
設備投資の時期、取得価格が確認できる領収書等のコピー

※詳細については国土交通省のホームページで確認できます。

▲ 地方税の軽減等について

【対象業種】 製造業、旅館業、農林水産物販売業、情報サービス業

地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の軽減が受けられる場合がありますので詳しくは下記機関へお問い合わせください。

事業税	長崎県北振興局課税課	電話 0956-23-1400
不動産取得税	長崎県北振興局課税課	電話 0956-23-1400
固定資産税	平戸市役所財務部税務課	電話 0950-22-4111